

指定特定（介護予防）福祉用具販売事業所管理者誓約書

指定居宅サービス等の事業の人員等に関する基準等を定める条例（平成30年横須賀市条例第28号）第3条で準用する指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）第216条で準用する第52条（及び指定介護予防サービス等の事業の人員等に関する基準等を定める条例（平成30年横須賀市条例第29号）第3条で準用する指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号）第289条で準用する第52条）の規定に従い、運営に関する基準を遵守し、当該指定事業所の管理者の責務を適正に果たすことを誓います。

令和 年 月 日

事業者名（開設法人名）

事業所名

管理者氏名（自署）

- 指定居宅サービス等の事業の人員等に関する基準等を定める条例
（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準）

第3条 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第42条第1項第2号に規定する条例で定める基準該当居宅サービスの事業に係る人員、設備及び運営に関する基準並びに法第74条第1項及び第2項に規定する条例で定める指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準は、次条から第37条までに定めるもののほか、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）で定める基準の例による。

- 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準
（準用）

第216条 第8条から第14条まで、第16条から第18条まで、第26条、第31条、第33条、第34条、第35条から第38条まで、第52条、第101条第1項及び第2項、第198条、第200条から第202条まで並びに第204条の規定は、指定特定福祉用具販売の事業について準用する。この場合において、第8条中「第29条」とあるのは「第216条において準用する第200条」と、「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第10条中「以下同じ。）」とあるのは「以下同じ。）」、取り扱う特定福祉用具の種目」と、第14条第2項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第18条中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第31条中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、第101条第2項中「処遇」とあるのは「サービス利用」と、第198条中「福祉用具」とあるのは「特定福祉用具」と、「貸与」とあるのは「販売」と、第200条中「利用料」とあるのは「販売費用の額」と、第201条及び第202条中「福祉用具」とあるのは「特定福祉用具」と読み替えるものとする。

（管理者の責務）（注）下線部分は準用に伴う読替え

第52条 指定特定福祉用具販売事業所の管理者は、指定特定福祉用具販売事業所の従業者の管理及び指定特定福祉用具販売の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。

2 指定特定福祉用具販売事業所の管理者は、当該指定特定福祉用具販売事業所の従業者にこの節の規定（※）を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

※ 「この節の規定」とは、「第14章 特定福祉用具販売 第4節 運営に関する基準」（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準第211条から第216条までの規定）を指します。

なお、特定介護予防福祉用具販売についても、指定介護予防サービス等の事業の人員等に関する基準等を定める条例において同様に規定されています。

管理者の責務チェックリスト

【管理者の責務について】

- 「管理者」は、従業者の勤務管理や資格の確認、利用者やその家族、ケアマネジャー等との介護サービス利用に関する連絡調整のほか、事業所の業務の全てについて管理する必要があり、その責任を負うこととなります。
- 事業所における法令遵守の促進を図るため、実施する介護保険サービスに係る基準の内容を理解し、従業員に対し、これを指導する立場にあります。
- 下記「チェックリスト」は、こうした【管理者の責務】を果たすために必要な内容となりますので、必ず確認してください。

チェック欄 (○×を記載)	チェック内容	備考(ポイントなど)
1	管理者は、常勤である。	「常勤」とは、勤務時間が就業規則等に定める常勤の従業者が勤務すべき時間数に達していることをいいます。
2	管理者以外に他の事業所、施設等の職務と兼務する場合、当該指定サービス事業所と同一敷地内にある。	他の場所での勤務は不可
3	他の事業所、施設等の職務と兼務する場合は、管理業務に支障がない範囲までとしている。	管理業務に支障が生じる場合には、人員基準違反となります。管理者としての勤務時間は客観的に見て、従業員数、利用者数など事業所規模等に応じた適切な時間数が必要です。
4	横須賀市ホームページの介護保険サービス事業者用のページに掲載されている「運営の手引き」を事務室に備え付け、いつでも業務の参考とすることができるようにする。	併せて集団指導講習会の資料も活用して下さい。
5	サービスの基準（人員基準・設備基準・運営基準）を介護保険六法や運営の手引きなどにより理解している。	管理者は人員基準・設備基準・運営基準を理解していなければなりません。
6	従業者に業務を一任せず、自らが業務の実施状況を十分に把握し、事業所の管理を一元的に行うということを理解している。	実地指導等の際は、基本的に管理者にヒアリングを行います。
7	従業者に対して、運営に関する基準を遵守させるため、必要な指揮命令を行くことを理解している。	管理者は、運営の基準等を理解し、従業員を指導しなければなりません。
8	従業者の勤務管理について、タイムカード等により出勤状況を確認できる。	
9	従業者の雇用名簿、給与支払簿等雇用に関する書類を整備している。	
10	健康診断の実施等、労働関係法令を遵守した雇用を行っている。	疑問点がある場合には、最寄りの労働基準監督署等に相談してください。
11	資格が必要な職種の方を雇用する場合、その資格証の有効期間等を確認し、その写しを事業所で保管している。	
12	横須賀市ホームページに掲載されている「運営状況点検書」により、基準に従った運営ができていないか運営状況の点検を行い、点検結果を事業所に備えている。	実地指導の際に、事前提出資料として提出いただく場合があります。
13	指定申請時の内容に変更があった場合、変更届の提出義務があることを理解している。	「横須賀市ホームページ」にある変更届一覧表に示される内容に変更があった場合に届出が必要です。
14	メール配信システムの登録を行う。	定期的なメールチェックにより、法令等に関する最新情報を入手してください。